

●令和5年4月1日以降先端設備導入計画概要

※導入計画の認定適用期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）

序	認定要件	向上率等の要件	支援内容												
1	中小企業者が、① <u>一定期間内</u> に、② <u>労働生産性</u> を、③ <u>一定程度向上</u> させるため、④ <u>先端設備等</u> を導入する計画を策定し、四国中央市の「導入促進基本計画」に適合する。	基準年度比（直近の事業年度末）で年平均 <u>労働生産性が3%以上向上</u> ※認定経営革新等支援機関の確認	金融支援 ・信用保証協会による信用保証の追加保証 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常枠</th> <th>別枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険</td> <td>2億円（組合4億円）</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>無担保保険</td> <td>8,000万円</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>特別小口保険</td> <td>2,000万円</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>		通常枠	別枠	普通保険	2億円（組合4億円）	同左	無担保保険	8,000万円	同左	特別小口保険	2,000万円	同左
		通常枠		別枠											
普通保険	2億円（組合4億円）	同左													
無担保保険	8,000万円	同左													
特別小口保険	2,000万円	同左													
【四国中央市要件】 1. 太陽光発電については、当市に自己の事業所等を置き、そこに常駐する従業員が従事する事業に限る。 2. 市税等の滞納がある場合は認定しない。															
2	⑤ <u>中小企業者</u> が、⑥ <u>適用期間内</u> に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、⑦ <u>一定の設備を新規取得</u> した。	年平均の <u>投資利益率が5%以上</u> ※認定経営革新等支援機関の確認 ※生産、販売活動等の用に直接供されるもの ※中古資産でないこと	税制支援① ・固定資産税の課税標準が1 / 2に軽減 期間：3年間												
3	従業員に対する賃上げ方針を計画内に位置付けた。 ※計画の新規申請時のみ	申請事業年度の直前の事業年度と比較し <u>1.5%以上増加</u> ※計画申請日の属する事業年度（R5.4.1以降に開始する事業年度）又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較	税制支援② ・2の固定資産税が1 / 3に軽減 期間： ・R6年3月末までの取得…5年間 ・R7年3月末までの取得…4年間												

※提出様式（経済産業省）：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

※提出様式（四国中央市）：チェックリスト（新規・変更）、市税の納付状況確認同意書

●定義

①一定期間 : 3年間、4年間、5年間のいずれか →市が策定する「導入促進基本計画」で定めた期間

②労働生産性 : 次の算式で算定されるもの → (営業利益+人件費+減価償却費) / 労働投入量

③一定程度向上 : 基準年度比(直近の事業年度末)で**年平均労働生産性が3%以上向上**すること →計画期間内における労働生産性の向上率 \geq 計画年数 \times 3%

④先端設備等 : 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 →機械装置、測定工具、検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

⑤中小事業者等 :

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※例外

- ①同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金または出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

⑥適用期間 :

- ・令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間)

⑦一定の設備 :

下の対象設備のうち、年平均の**投資利益率が5%以上**となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価額)	その他
機械装置	160万円以上	
工 具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物附属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外